

悪臭防止法に基づく規制地域の指定等

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 3 条の規定による工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質の排出を規制する地域（以下「規制地域」という。）及び第 4 条第 1 項の規定による特定悪臭物質の規制基準を次のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

平成 24 年 3 月 30 日

恵庭市長 原 田 裕

1 規制地域

規制区域を次の図のとおり指定する。

（「次の図」は、省略し、恵庭市生活環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）

2 規制基準

(1) 法第 4 条第 1 項の規定に基づく敷地の境界の地表における規制基準

| 規制物質 | 規制基準 | | 基準値 |
|---------------|------|--|-------|
| | | | |
| ア ン モ ニ ア | ppm | | 1 |
| メチルメルカプタン | ppm | | 0.002 |
| 硫 化 水 素 | ppm | | 0.02 |
| 硫 化 メ チ ル | ppm | | 0.01 |
| 二 硫 化 メ チ ル | ppm | | 0.009 |
| トリメチルアミン | ppm | | 0.005 |
| アセトアルデヒド | ppm | | 0.05 |
| プロピオンアルデヒド | ppm | | 0.05 |
| ノルマルブチルアルデヒド | ppm | | 0.009 |
| イソブチルアルデヒド | ppm | | 0.02 |
| ノルマルパレルアルデヒド | ppm | | 0.009 |
| イソパレルアルデヒド | ppm | | 0.003 |
| イ ソ ブ タ ノ ー ル | ppm | | 0.9 |
| 酢 酸 エ チ ル | ppm | | 3 |
| メチルイソブチルケトン | ppm | | 1 |
| ト ル エ ン | ppm | | 10 |

| | | |
|---------|-----|--------|
| スチレン | ppm | 0.4 |
| キシレン | ppm | 1 |
| プロピオン酸 | ppm | 0.03 |
| ノルマル酪酸 | ppm | 0.001 |
| ノルマル吉草酸 | ppm | 0.0009 |
| イソ吉草酸 | ppm | 0.001 |

(2) 法第4条第1項第2号の規定に基づく煙突その他の気体排出口における規制基準

(1)で定める規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号。以下「環境省令」という。）第3条に定める方法により、特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに算出して得た流量。

(3) 法第4条第1項第3号の規定に基づく排出水に含まれる特定悪臭物質の敷地外における規制基準

(1)で定める規制基準を基礎として環境省令第4条に規定する方法により算出したメチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルの種類ごとの排出水中の濃度の値。ただし、メチルメルカプタンは、環境省令第4条の規定により算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合は、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

備考 特定悪臭物質の測定は、昭和47年5月30日環境庁告示第9号に定める方法によることとする。